

富士山外来植物撲滅作戦 資料編

目次

- 1 外来植物とは（用語の定義）
- 2 外来植物の除去にかかる制約
- 3 外来植物防除対策実施優先箇所
- 4 外来植物除去活動実施実績者一覧
- 5 富士山周辺の外来植物調査状況
- 6 別添資料
 - (1) 調査箇所マップ
 - (2) 平成30年度調査報告書抜粋（平成26年度～平成30年度調査結果まとめ）
 - (3) 令和元年度調査報告書抜粋

1 外来植物とは（用語の定義）

外来植物とは、外来種のうち、主に植物を指した言葉である。外来種に係る言葉については『生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の予防、導入、影響緩和のための指針原則』（『2002, 第6回締約国会議（COP6）、オランダ・ハーグ』）によれば、次のように定義されている。

外来種 (alien species)：過去あるいは現在の自然分布域外に導入された種、亜種、それ以下の分類群であり、生存し、繁殖することが出来るあらゆる器官、配偶子、種子、卵、無性的繁殖子を含む。

侵略的外来種 (invasive alien species)：外来種のうち、導入及び（若しくは）、拡散した場合に生物多様性を脅かす種。

導入 (introduction)：外来種を直接・間接を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させることであり、この移動には国内移動、国家間または国家の管轄範囲外の区域との間の移動があり得る。

意図的導入 (intentional introduction)：外来種を、人為によって、自然分布域外に意図的に移動及び（若しくは）放逐すること。

非意図的導入 (unintentional introduction)：導入のうち、意図的でないものすべてを指す。

定着 (establishment)：外来種が新しい生息地で、継続的に生存可能な子孫を作ること成功する過程のこと。

リスク分析 (risk analysis)：(1) 科学に基づいた情報を用いて、外来種の導入の結果とその定着の可能性を評価すること（すなわちリスク評価）、及び(2) 社会経済的、文化的な側面も考慮して、これらのリスクを低減若しくは管理するために実施できる措置の特定をすること（すなわちリスク管理）

2 外来植物の除去にかかる制約

外来植物のうち、とりわけオオキンケイギク等の特定外来生物は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下、外来生物法）第4条により、栽培、運搬等が規制されている。しかし、次の場合は適用除外となる。

地方公共団体職員が実施：地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い、緊急に引き取り、処分するために一時的に保管又は運搬する場合（「外来生物法施行規則第2条第1項第12号」の規定による）

地域住民又はボランティア等が実施：次の要件を満たす場合。（「外来生物法の規制に係る運用（植物の運搬及び保管）について」により、外来生物法が定める「運搬」に該当しない。）

- ①防除した特定外来生物である植物を処分することを目的として、ごみの焼却施設等（最終処分場、収集センター等を含む）に運搬するものであること。
- ②落下や種子の飛散等の逸出防止措置が運搬中にとられているものであること。
- ③特定外来生物の防除である旨、実施する主体、実施する日及び場所等を事前

に告知するなど、公表された活動に伴って運搬するものであること。

なお、同運用により、上記に付随してやむを得ず発生する一時的な保管について、確実な処分が明確で、逸出が不可能な状態である場合は、外来生物法が定める「保管」に該当しない。

3 外来植物防除対策実施優先箇所

外来植物の防除対策は、実施の優先性が高い場所を抽出して行うことが効果的、効率的であるため、過年度の植生調査結果等を勘案して決定している。

具体的に優先性の高い場所については、「河川管理者のための外来植物防除解説書（案）」（国土交通省国土技術総合研究所、2018）を参考にし、以下のとおり複合的に検討している。

分布拡大の最前線：外来植物がこれ以上分布拡大しないよう封じ込めるために、分布域の先端から減少させていく必要があり、優先性が高い。

大規模な供給源（ソースパッチ）：他の場所への種子供給源となり得るような生育量の多いパッチは、優先性が高い。

保全上重要な場所：富士山などの希少な在来の動植物が生育、生息する場所等、保全上重要な種や生態系が残存している場所は、優先性が高い。

拡散危険性の高い場所：人の出入りが多い場所は種子が人体や車輛等に付着する機会が多く、広範囲に運搬され、拡散しやすいため、優先性が高い。

4 外来植物除去活動実施実績者一覧

団体等が除去活動を行う際は、外来植物の同定や除去技術をもった者を講師にすることが望ましい。過去に静岡県及びふじさんネットワークで開催した外来植物除去活動において、講師を務めた団体については、次のとおり。

団体名	年度	実施場所
株式会社環境アセスメントセンター	H26	西臼塚駐車場（富士宮市栗倉）
NPO 法人富士山クラブ	H27	国道 469 号沿い（富士市大淵他）
	H29	西臼塚駐車場（富士宮市栗倉）
	H29	富士山こどもの国周辺（富士市桑崎）
	H30	国道 469 号沿線（富士市大淵他）
NPO 法人富士山の森を守るおガラスの会	H28	御殿場口新五合目（御殿場市中畑）
富士自然観察の会	H29	富士山夢ロード沿線（富士市桑崎）
	R 1	西臼塚駐車場（富士宮市栗倉）
山梨県富士山環境科学研究所	H28	外来植物ミーティング参加団体

5 富士山周辺の外来植物調査状況

静岡県では、平成 26 年から『富士山麓外来植物等調査業務委託』として、富士山周辺の五合目以下で植生調査を実施している。調査によれば、富士山周辺で

も多数の外来植物が確認されており、一部では特定外来生物である『オオキンケイギク』も確認されている。

なお、各年度の調査範囲は次のとおりであり、調査に係る報告書については県自然保護課で保管している。

年度	調査箇所
平成 26 年度	富士山スカイライン及び富士宮口登山道沿い森林限界付近まで延長約 14.0km の範囲
	御殿場太郎坊線及び御殿場口登山道沿いの森林限界付近まで延長約 1.6km の範囲
	ふじあざみライン及び須走口登山道沿い森林限界付近まで延長約 11.0km の範囲
平成 27 年度	富士山スカイライン（国有林北山林道入口付近）～御殿場口登山道（馬返し付近）まで延長約 17.5km の範囲
	須山口登山歩道（弁当場付近）～富士山スカイライン（水ヶ塚公園付近）まで延長約 5.0km の範囲
平成 29 年度	富士山スカイライン（篠坂交差点付近～国有林北山林道入口付近）まで延長約 7.0km の範囲
	県道 23 号線（国立青少年の家付近～御殿場口登山道馬返し付近）まで延長約 4.5km の範囲
平成 30 年度	富士宮口五合目（標高 2,500m 付近）～富士山スカイラインを降った延長約 8.0km の範囲
	御殿場口五合目（標高 1,500m 付近）～御殿場太郎坊線を降った延長約 1.0km の範囲
令和元年度	須走口五合目駐車場（標高 2,000m 付近）～ふじあざみライン馬返しバス停（標高 1,360m 付近）まで約 6.0km の範囲
	西臼塚駐車場内（標高 1,250m 付近）

6 別添資料

(1) 調査箇所マップ

平成 26 年度～令和元年度調査までの調査箇所位置図。

(2) 平成 30 年度調査報告書抜粋（平成 26 年度～平成 30 年度調査結果まとめ）

平成 26 年度から平成 30 年度までの調査結果を踏まえ、その緊急性や定着段階等から対策の優先度を評価した。また、市町村別の対策実施優先箇所の検討や、実際に活動に適していると思われる候補地を選定し、それらで見られる外来植物等について、その除去手順や除去適期をとりまとめた。（報告書 p61～p134）

(3) 令和元年度調査報告書抜粋

(2)に令和元年度調査結果を加え、追記検討した。（報告書 p17～p38、p48～p63）